

令和8年度第9回埼玉地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

記

- 1 開催日時 令和8年8月5日（水）（午前9時30分から開催の埼玉県最低賃金専門部会終了後）
- 2 開催場所 埼玉労働局 15階会議室（さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー15階）
- 3 議題（予定）
 - （1）地域別最低賃金の金額審議
 - （2）地域別最低賃金の改正決定の答申
 - （3）特定最低賃金の「必要性の有無」の答申
 - （4）その他
- 4 傍聴者 定員5名（原則）
- 5 申込要領
傍聴を希望される方は、①傍聴を希望する審議会の開催日・会議名、②住所、③氏名、④職業、⑤電話番号（連絡先）を記載の上、郵送又は電子メールにより下記までお申し込みください。
申込締切は、令和8年8月3日（月）午後5時15分（必着）です。

郵送の場合：〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー
埼玉地方最低賃金審議会事務局(埼玉労働局労働基準部賃金室内) 宛て

電子メールの場合：saitama-saichin@mhlw.go.jp

- ・ 応募多数の場合は抽選とさせていただきます。
- ・ お申し込みいただいた方には、電話又は電子メールにより結果をご連絡いたします。

6 その他

- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・ 車椅子を使用される方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。
また、介助者がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。
- ・ 各種状況により、開催日程を変更し、または開催を中止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 議題は現時点における予定であり、変更する場合があります。

担当 埼玉労働局労働基準部賃金室
電話番号 048-600-6205

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 みだりに自席を離れないでください。
- 2 事務局が指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 3 傍聴中は、携帯電話の電源を必ずお切りください。
- 4 会場内では、写真撮影、ビデオ撮影及び音声録音等を行うことはできません。
- 5 審議中の私語、発言、拍手その他審議の進行を妨げる行為は禁止します。
- 6 傍聴中は、飲食、飲酒及び喫煙はできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等、審議の進行を妨げるおそれのあるものは、会場内に持ち込むことはできません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用は、会場内では禁止します。
- 9 銃刀類その他の危険なものを所持している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方は、傍聴をお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従ってください。

上記の事項に違反した場合は、退場していただくこと、又は今後の傍聴をお断りすることがあります。